

平成 26 年 2 月 24 日

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（仮称）案」に関する意見

一般社団法人 信託協会

項番	意見（案）
1	<p>第 12 条 代理人による番号提供(1)</p> <p>政令第 12 条 2 項では、個人が代理人として番号の提供を行うことを想定した規定が設けられているが、法人が個人から委任を受けて番号提供する場合の措置については、主務省令において規定されるのか、確認したい。</p>
2	<p>第 12 条 代理人による番号提供(2)</p> <p>2 項 1 号に規定する本人確認書類として、住民票や戸籍（親権者・未成年後見人の場合）、登記事項証明書（成年後見の場合）、代理人の個人識別事項が記載された委任状（任意代理の場合）などが該当すると考えてよいか、確認したい。</p>
3	<p>第 12 条 代理人による番号提供(3)</p> <p>再委任（本人⇒代理人⇒復代理人⇒個人番号事務等実施者）によって、本人確認書類の提示を受ける場合、個人番号事務等実施者は、代理人および復代理人双方から 1 号及び 2 号書類の提示を受ける必要があるのか、確認したい。</p>
4	<p>第 12 条 代理人による番号提供(4)</p> <p>信託では、受益者確定時などに、受託者が、委託者・信託管理人・受益者代理人から受益者の番号情報を受領することが想定される。これらの者と受益者の間には明示の委任契約は存在しないが、信託契約等においてこれらの者が受託者に番号を通知する旨が記載されている場合、信託契約書等も 2 項 1 号文書に該当するのか、確認したい。</p> <p>【説明】</p> <p>一定の受益者群のための信託においては、委託者等から受益者情報を受託者が受領する実務があるため、確認させていただくもの。</p>

5	<p>企業年金制度における、加入者及び受給者、事業主及び年金基金（年金制度管理業務の委託先も含む。）並びにその他関係者が、円滑な実務運営及びそのための準備を行うことができるよう、番号制度に係る各関係者の役割の明確化及び制度普及に向けた周知等、適切な制度設計及びその導入がなされるべく検討されたい。</p> <p>【説明】</p> <p>企業年金制度（確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び厚生年金基金制度）においては、年金制度を実施する事業主及び基金（年金制度管理業務の委託先も含む。）は、平成 28 年 1 月以降、年金及び一時金に係る法定調書について、個人番号を記載する対応が求められ、個人番号の取得・管理等を行うことが必要となる。また税分野のみならず社会保障分野における番号制度の活用のためにも、個人番号の取得・管理等を行うことが想定される。</p> <p>その一方、番号通知時点において既に年金受給中である多くの者から法定調書の提出までに番号を取得する必要等の課題も多く、早急に番号制度における事務フローならびにシステムの構築等が必要となる。以上のことから、上記内容を対応いただきたい。</p>
---	--

以上